

○社会福祉法人南相馬福祉会役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南相馬福祉会の役員等に対する報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 本規程でいう報酬を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会委員
- (5) 苦情解決第三者委員
- (6) 入所検討委員
- (7) 懲戒審査委員
- (8) 運営推進委員
- (9) その他理事長が報酬の支給を必要と認めた者

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

2 役員及び評議員が年の中途において就任したときは、その就任の属する月から、任期満了、辞職等の場合は、その月までの月数により報酬を支給する。

3 報酬の支給日は、毎年3月及び9月末日（これらの日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日）にそれぞれの額を支給する。ただし、役員及び評議員の職を離れたときは、その日の属する月の末日に支給する。

(各委員会委員の報酬)

第4条 各委員会委員が会議、研修又は法人の要請による立ち合い等に出席したときは、別表2による報酬を支給する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する委員会委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員の議決により行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 社会福祉法人南相馬福祉会役員報酬及び費用弁償に関する規程(平成21年10月1日施行)は、廃止する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事長	月額 50,000円
常務理事	月額 10,000円
理事	月額 7,500円
監事	月額 7,500円
評議員	月額 2,500円

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬
評議員会選任・解任委員会	日額 3,000円
苦情解決合同委員会	日額 3,000円
入所検討委員会	日額 3,000円
懲戒審査委員会	日額 3,000円
運営推進会議	日額 3,000円
理事長が報酬の支給を必要と認めた 会議	日額 3,000円